

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 3 1 号

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 9 年瀬戸市規則第 2 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和 2 年瀬戸市条例第 3 7 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第 1 0 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、廃止前の瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条の規定は、なおその効力を有する。